

令和6年度
ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金

公募要領

令和6年7月

静岡県

1 目的

静岡県は、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域資源の活用による多様な分散型エネルギーの導入を推進しています。

バイオマス発電・バイオマス熱利用、小水力発電及び温泉エネルギーの導入を促進するため、市町、中小企業者、非営利団体による可能性調査事業、設備導入事業への助成を行います。なお、事業成果は公表いたします。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

設備の導入に必要な計画の作成又は調査を行う「①可能性調査事業」と設備の導入を行う「②設備導入事業」が対象になります。なお固定価格買取制度により売電する設備も補助制度の対象となります。

(2) 補助対象設備規模

可能性調査事業及び設備導入事業の設備規模の要件は次のとおりです。

設備		規模
バイオマス エネルギー 利用設備 (注1)	メタン発酵ガス発電設備	出力 20kW 以上 100kW 以下
	木質バイオマス発電設備	出力 20kW 以上 1,000kW 以下
	廃棄物発電設備	出力 20kW 以上 1,000kW 以下
	バイオマス熱利用設備	出力 20kW 相当以上 1,000kW 相当以下 (注2)
小水力発電設備		出力 20kW 以上 200kW 以下
温泉エネルギー 利用設備	温泉熱ヒートポンプ設備	出力 20kW (相当) 以上
	温泉熱直接利用設備	
	温泉熱発電設備	
	温泉付随ガス発電・熱利用設備	

(注1) 森林・林業交付金交付要綱に基づく交付金を活用する場合は、補助制度の対象外です。バイオマス依存率「60%以上」が補助制度の対象です。

$$\text{バイオマス依存率} = [(U \times V) / \{(U \times V) + (W \times X)\}] \times 100$$

U : バイオマス使用量(Nm³/h 又は kg/h)

V : バイオマス低位発熱量(MJ/Nm³/h 又は MJ/kg)

W : バイオマス以外の混焼燃料利用量(Nm³ 又は kg/h)

X : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量(MJ/Nm³ 又は MJ/kg)

(注2) バイオマス熱利用設備「出力20kW相当以上、1,000kW相当以下」について、以下の原油換算値を参考としてください。

20kW/hのボイラの場合、20kW/h×0.000093kL/kW=0.00186kL/h

1,000kW/hのボイラの場合、1,000kW/h×0.000093kL/kW=0.093kL/h

(3) 補助対象者

次のいずれかに該当するエネルギー事業を実施する事業者です。

① 県内の市町（政令指定都市を除く）

② 中小企業者

次のいずれかに該当する者

(ア) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に主たる事業所又は住所を有するもの

区分	要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

(イ) 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項）、特定の法律によって設立された組合又はその連合会で、構成員の 3 分の 2 以上が県内中小企業である団体（例：事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合等）

(ウ) 一般社団法人又は一般財団法人で、構成員の 3 分の 2 以上が県内中小企業である法人

③ 非営利団体

次のいずれかに該当し、継続的な活動実績を有する県内の団体

(ア) 特定非営利活動法人

(イ) 土地改良区

(ウ) 市町出資法人

- ・ 県内の市町がその資本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資する法人

(エ) その他非営利団体

自治会などの団体であって、次のいずれにも該当する団体

- ・ 営利を目的とせず、公益性があること
- ・ 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

＜注意点＞

- ・ 県税を完納していること、暴力団等（注3）に該当しないことが補助対象者の要件となります。
- ・ 複数の事業者による共同事業の場合、代表者が申請してください。要領様式第3号に事業者間の役割分担について明記してください。
- ・ 同じ事業者が複数の申請を行うことは可能ですが、1事業につき1申請としてください。ただし、複数箇所を調査し、適地を絞る可能性調査事業の場合は、全体で1申請としてください。

（注3）「暴力団等」とは、以下のとおり。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（4）補助対象経費

補助対象経費には、直接人件費、事務用品費、職員旅費等は含みません。事業者の関係会社等からの調達分（工事も含む）がある場合、事業者の利益等相当分を控除した額を補助対象経費として算定します。国等が補助する事業の場合は、その補助額を控除した額が補助対象経費となります。

① 可能性調査事業

（ア）委託費

調査・分析・基本設計の委託費

（イ）使用料

調査・分析に必要な機器若しくは設備の賃借料、外部施設の利用料

（ウ）謝金又は旅費

外部の専門家に対する謝金、旅費

（エ）その他必要と認める経費

② 設備導入事業

(ア) 詳細設計費

機械装置等の設計に要する経費

(イ) 機械装置等購入費

機械装置等の購入、製造、改修、据付等に要する経費

(土地の取得に係る経費・賃借料等は対象外)

(過剰な規模の機器、汎用性のある機器、予備又は将来用の機器、中古の機器、性能が実証されていない機器等は対象外)

(ウ) 工事費

配管、配電等の工事に要する経費

(建屋の新築、増築、撤去、移設、処分等に係る経費は対象外)

(不可欠かつ一体的と認める場合もある)

(5) 補助率(額)

事業実施場所が「ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域」(注4)に該当する場合と、該当しない場合で補助率及び上限額が異なります。

応募状況や予算額などにより減額となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。令和6年度予算額は1億円です。

対象事業、対象設備	ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域に該当	ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域に非該当
可能性調査事業	補助率：1/2以内 上限額：300万円	補助率：1/4以内 上限額：225万円
設備導入事業	補助率：1/2以内	補助率：1/4以内
バイオマス熱利用設備	上限額：4,500万円	上限額：2,250万円
メタン発酵ガス発電設備	上限額：1億9,500万円	上限額：9,750万円
木質バイオマス発電設備	上限額：1億9,500万円	上限額：9,750万円
廃棄物発電設備	上限額：1億5,000万円	上限額：7,500万円
小水力発電設備	上限額：4,500万円	上限額：2,250万円
温泉エネルギー利用設備	上限額：4,500万円	上限額：2,250万円

(注4)「ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域」は、市町の申請に基づき“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が認定する「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」のなかに、市町が設ける「ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域」という場所を指します。

(6) 事業期間

事業期間は単年度です。発注から支払完了までの期間が、補助事業の期間を超えるものは、補助制度の対象外です。

ただし設備導入事業において、単年度実施が困難な場合には、初年度の申請時点で複数年度にわたる確実な事業計画及び各年度の発生費用を明確にした実施計画の提出があれば、申請可能です。ただし、次年度の交付は約束されたものではなく、次年度以降、各年度にその都度、交付申請を行う必要があります。

3 実施方法

「静岡県補助金等交付規則」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要領」に定めるほか、次のとおり実施します。

(1) 交付の申請

必要書類を作成し、エネルギー政策課あてメールで提出してください。

(2) 審査

事業者、事業計画、事業効果等について、外部有識者等によってヒアリングによる審査を行い、採択に関する優先順位を決定します。審査会では、申請者による事業説明、申請者と外部有識者等による質疑応答を行います。決算書など経営状況についての審査がありますので、工事関係者等が同席される場合はあらかじめ御了承ください。

(3) 交付の決定

申請があった事業内容が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内において採択事業を決定します。交付決定通知書により書面通知します。

(4) 事業の実施

交付決定通知を受けて事業の開始が可能となります。

事業に係る契約は、競争入札によるものとします。競争入札によりがたい場合は、2社以上の見積書によるなど、価格の妥当性の根拠を明確にさせていただきます。

事業内容の変更が生じるとき、事業の中止・廃止等をするときは、事前に県の承認が必要になります。ただし、補助事業に要する経費の区分ごとの配分について、事業費の額の20%以下で変更する場合の承認は不要です。

事業の進捗状況確認のため、追加資料の提出依頼や現地調査、中間検査などを行う場合がありますので、御協力ください。

(5) 実績報告及び額の確定

事業に係る対価の支払い及び精算までが完了したのち 30 日以内、又は令和 7 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、書面により通知します。

(6) 補助金の支払い

確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、補助金の支払いを受けることとなります。

(7) 取得財産の管理等

取得した財産等について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

所定の様式で取得財産管理台帳を作成し、取得前後の比較写真を添付するなどして、その管理状況を明らかにしておくとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、一切の手続きを開始する前に「財産処分承認申請書」を提出し、県の承認を受ける必要があります。

(8) 交付規則への違反

静岡県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

(9) 事業達成状況報告書・設備利用状況報告書の提出

来年度以降 3 年間、毎年度終了後その翌年度の 5 月末日までに、可能性調査事業の場合は「事業達成状況報告書」、設備導入事業の場合は「設備利用状況報告書」により報告してください。

4 事業スケジュール

	R6. 7 月	8 月	9 月	・・・	R7. 2 月	3 月
申請受付	—————					
審査		—————				
交付決定			●			
事業実施				←……………→		

5 公募期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）～令和 6 年 8 月 13 日（火）17 時 15 分必着

6 交付申請書類の提出

申請書類はエネルギー政策課あてメールで提出ください。様式及び記載例はエネルギー政策課ホームページからダウンロードできます。御不明な点がございましたら、エネルギー政策課にお問い合わせください。

(1) 提出先、問い合わせ先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

T E L : 054-221-2949

e-mail : energy@pref.shizuoka.lg.jp

(2) エネルギー政策課ホームページ

➤静岡県トップページ⇒ 組織から探す⇒ 県庁の組織⇒ 経済産業部
⇒ 所属名一覧から「エネルギー政策課」を選択

(3) 提出書類一覧

- ① 交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 事業計画書（要綱様式第2号）
- ③ 収支予算書（要綱様式第3号）
- ④ 事業者の概要（要領様式第1号）：市町の場合は不要
- ⑤ 事業費用の配分（要領様式第2号）
- ⑥ 事業の概要（共通）（要領様式第3号）
- ⑦ 事業の概要（可能性調査事業又は設備導入事業）（要領様式第4号）
- ⑧ 会社のパンフレット、団体の活動報告
- ⑨ 登記事項証明書
- ⑩ 団体の定款、寄付行為又は規約
- ⑪ 過去3年分の決算書（損益計算書、貸借対照表、利益処分、準ずるもの）
- ⑫ 納税証明書（県税）写し（3か月以内のもの）
- ⑬ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書等）
- ⑭ 設備導入位置図：設備導入事業の場合
- ⑮ 導入機器のカタログ：設備導入事業の場合
- ⑯ 設備導入予定地の現地写真：設備導入事業の場合
- ⑰ 燃料資源（バイオマス、温泉付随ガス熱利用・発電の場合）又は水系・流量（小水力発電の場合）又は温泉資源（温泉熱利用、温泉熱発電の場合）に関する資料（図面、データ等）：設備導入事業の場合
- ⑱ 図面（設備、システム、工事内容の概要図）：設備導入事業の場合
- ⑲ その他参考資料